

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する
意見提出者の一覧**

－次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加－

(受付順、敬称略)

意見提出者(計14件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成29年12月25日	個人	—	—
2	平成29年12月26日	個人	—	—
3	平成30年1月26日	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	会長	会田 容弘
4	平成30年1月26日	アルテリア・ネットワークス株式会社	代表取締役社長 CEO	川上 潤
5	平成30年1月26日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼CEO	宮内 謙
6	平成30年1月26日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
7	平成30年1月26日	株式会社クロノス	代表取締役社長	今野 仁史
8	平成30年1月26日	EditNet株式会社	代表取締役	野口 尚志
9	平成30年1月26日	株式会社エヌディエス	代表取締役	佐野 浩一
10	平成30年1月26日	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 地域ISP部会	部会長	晋山 孝善
11	平成30年1月26日	株式会社朝日ネット	代表取締役社長	土方 次郎
12	平成30年1月26日	株式会社シナプス	代表取締役社長	竹内 勝幸
13	平成30年1月26日	株式会社サンライズシステムズ ／両毛インターネット	代表取締役	新堀 龍明
14	平成30年1月26日	有限会社マンダラネット	代表取締役社長	立石 聰明

意 見 書

平成 29 年 12 月 25 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年12月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
	<p>下記の事項について、NTT 側の料金が妥当か及び工事申請から実際の工事迄が長すぎではないかのチェックが必要であると考えます。</p> <p>1. NTT 有利の価格設定は光回線の独占に拍車をかける可能性がある。</p> <p>2. 一方工事申請が行われたにも関わらず長期間工事が行なわれ無い行為はかつて ADSL 設備スペースを長期間仮押さえし後発のイー・アクセスとアッカネットワークス社の参入妨害と同様の問題が発生する為、工事申請後速やかな代金納付と申請事業者による必要設備の納入がなければ次点申請事業者に自動的に順番が移る等の条項が必要だと思われます。</p> <p>今般の変更は、このメニューに加え、その増設が接続事業者の要望により行われるメニューを新設するものである。また、増設に係る接続料は、網改造料として要望事業者が個別負担する。</p>

意 見 書

平成 29 年 12 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年12月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
	<p>フレッツ光隼の 1G 回線に乗り換えて、どれだけ速くなるかと思ったら、夜、どんどん遅くなり、300kbps くらいしか出なくなった。ADSL より遅く、ISDN やアナログモデムに近づく速度になった。自分ひとりでなく、ネットを調べると、このような速度低下は、他にも見られるものだった。ここまで異常な速度低下を放置している行政にも大きな責任や原因があると思う。ただちにユーザーに立場に立った対応をすべき。</p> <p>ベストエフォートは、もともと最大限の努力をすると言う意味だと思うが、いつから努力しない言い訳の言葉になったのか。</p>

意見書

平成 30 年 1 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課御中

151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 会田 容弘

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

要旨

インターネットトラヒック急増により NGN の PPPoE 方式により利用する一般消費者、法人等における通信速度の極端な低下が社会問題になっています。これは ISP の判断だけでは PPPoE 方式の網終端装置が増設できないことが理由です。

PPPoE 方式の網終端装置は従来、NTT 東西殿と接続事業者である ISP が応分のコスト負担を行ってきました。今回の NTT 東西殿の提案はこの構造を改め、接続事業者である ISP のみのコスト負担で増設を行うことにより問題の解消を図ろうというものです。

ISP のみが網終端装置のコスト負担を行うことでインターネットトラヒックの急増問題の解決を図ろうとするならば、今後はトラヒックの増加は ISP 料金の値上げをもたらし、最終的にはその利用者である一般消費者や法人等の負担増となり、国民経済を圧迫するものとなります。

高額で高速なインターネット接続を提供する ISP 用に、接続事業者負担による網終端装置のメニューが存在することは否定するものではありません。しかしながら大半の一般消費者、法人等に対しては従来のような NTT 東西殿と ISP の応分のコスト負担による網終端装置の増設を行うべきであり、現行のメニューも増設基準の見直しにより、インターネットトラヒック急増問題への解決を図るべきと考えます。

NTT 東西殿に対して、インターネットトラヒック急増問題への対処として従来からの PPPoE 方式網終端装置のメニューにおいても、増設基準のトラヒックベースでの改定を NTT 東西殿が今回申請の認可がされるまでに別途認可申請することを認可にあたっての条件と附していただきたいと存じます。

意見

該当箇所	意見
意見公募の趣旨・目的・背景	<p>「接続事業者の要望により増設するメニュー」とあります が、ISP事業者の団体である当協会としてこのようなメニューの増設を要望したことではありません。ただし、当協会が関知しないところで一部の接続事業者が水面下で直接NTT東西殿に対してこのような要望を行ったことを否定するものでもありません。昨年夏以来当協会はNTT東西殿とNGNの網終端装置増設問題に係る協議を行ってまいりましたが、いくつかの解決策があるなかでNTT東西殿から本件のみが今回認可申請されてきたことに対して、意外な印象とともに一部のISPからはその経緯の不透明感が問題として投げかけられています。</p>
NTT東日本殿 NTT西日本殿共通 附則 (実施時期) 1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。 NTT東日本殿 (網改造料に関する経過措置) 2 料金表第1表第2(網改造料) 第51概ウ欄対象となるIP通信網終端装置は、PPPoE方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となる1P網終端装置は、ウ欄の対象となるIP網終端装置を除きます。	<p>(背景)</p> <p>変更案の概要にあります、NTT東西殿からの「II 主な変更内容」「1. 変更の経緯」に、「インターネットトラヒックが年間1.4～1.5倍の速度で増加する中で、NGNの閑門系ルータ(※1)の十分な能力を確保することが課題となっているが、(以下略)」とありますとおり、本認可申請は、インターネットトラヒックの急増を受けたものです。PPPoE方式の閑門系ルータである、網終端装置は、上記資料にあります通り、現在増設はNTT東西殿の判断によるものとなっております。</p> <p>(現状のコスト負担構造の変更)</p> <p>上記資料「2. 変更の概要」にありますとおり、「今般の変更は(中略)、増設に係る接続料は、網改造料として要望事業者が個別負担する。」とありますとおり、従来NTT東西殿と接続事業者が接続料において応分のコスト負担を行ってきた構造を改め、新設される網終端装置のメニューにおいては接続事業者であるISPのみのコスト負担に変更するものとなります。</p> <p>(ISPのみの負担による解決は問題)</p> <p>当協会としては、社会インフラであるインターネットの</p>

<p>NTT 西日本殿 (網改造料に関する経過措置)</p> <p>2 料金表第 1 表第 2 (網改造料)</p> <p>第 53 概ウ欄対象となる IP 通信網終端装置は、 PPPoE 方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、 同欄ア欄の対象となる 1P 網終端装置は、 ウ欄の対象となる IP 網終端装置を除きます。</p>	<p>トラヒック急増により、NGN の PPPoE 方式を利用する一般消費者、法人等における通信速度の極端な低下が社会問題になっている現状において、接続事業者である ISP にのみコスト負担を転嫁することで問題の解決を図ることは適切であるとは思いません。ISP のみが NTT 東西殿の網終端装置のコスト負担を行うことでインターネットトラヒックの急増問題の解決を図ろうとするならば、今後はトラヒックの増加のため速度低下を解決するためには ISP 料金の値上げをもたらし、最終的にはその利用者である一般消費者や法人等の負担増となり、国民経済を圧迫するものとなります。</p> <p>(NTT 東西と ISP の協力による問題解決を) 高い料金を負担しても高速なインターネット接続を要望するニーズにこたえるサービスを提供する ISP のために、接続事業者負担による網終端装置のメニューが存在することは否定するものではありません。しかしながら大半の一般消費者、法人等に対しては従来のような NTT 東西殿と ISP の応分のコスト負担による網終端装置の増設を行うべきであり、現行のメニューも増設基準の見直しにより、インターネットトラヒック急増問題への解決を図るべきと考えます。</p> <p>しかしながら、今回の NTT 東西殿の認可申請には、残念ながら接続事業者である ISP にのみインターネットトラヒック急増問題解決のコスト負担を求めている解決策しか触れられておりません。</p> <p>(結論 認可にあたっての条件付与のお願い) これらのことから、NTT 東西殿に対して、インターネットトラヒック急増問題への対処として従来からの PPoE 方式網終端装置のメニューにおいても、増設基準のトラヒックベースでの改定を NTT 東西殿が今回申請の認可がされるまでに別途認可申請することを認可にあたっての条件と附していただきたいと存じます。</p>
---	---

以上

意見書

平成 30 年 1 月 26 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 105-0004

住所 東京都港区新橋六丁目9番8号
すみともふどうさんしんばし
住友不動産新橋ビル

氏名 アルテリア・ネットワークス株式会社
かぶしきがいしゃ
代表取締役 社長 CEO 川上 潤
かいわかみ じゅん

「電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約
約款の変更案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙様式

下記のとおり弊社意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

該当箇所	意見
(P1) 1－1 網改造料の対象となる機能	<p>(D型網終端装置について)</p> <ul style="list-style-type: none">今回の約款変更案にてISP側の判断で設備増設が可能となる為、今般のトラヒック増等には有効と考える。 <p>(既存網終端装置について)</p> <ul style="list-style-type: none">既存設備について、トラフィックベースへの見直し検討に時間を要するのであれば先行してセッションベースでの増設基準の引き下げ等についても検討すべきである。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none">既存設備も含め、同一事業者内の網終端装置をビル間で移動できるようにする等の有効活用も検討すべきである。

意見書

平成 30 年 1 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー みやうち けん
代表取締役社長兼CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、
平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
第2 網改造料 1 適用 1 -1 網改造料の対象となる機能	<p>網終端装置の増設が、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)の基準により行われているため昨今のトラヒックの急増に対し十分な対応ができていない、という状況を踏まえると、接続事業者の要望により網終端装置を増設するメニュー(以下、「本増設メニュー」といいます。)の新設は、問題への対応策の一つとして一定の評価はできるものと考えられるため、改正案に賛同します。</p> <p>しかしながら、そもそも、NTT 東西殿が設定している増設基準ではトラヒックの急増に対応できていないという根本的な問題については、未だ解決策が示されていません。現在の増設基準に従うと輻輳が発生する、という状況であるならば、そもそもの増設基準に問題があることは明らかであり、増設基準を見直すことこそが本来の対応であると考えます。仮に、現在の増設基準でトラヒックの急増に対し十分な対応ができるといふのであれば、NTT 東西殿は根拠をもって十分な対応ができていることを示すべきと考えます。</p> <p>なお、上述の通り、網終端装置の輻輳対策として本増設メニュー以外にも様々な施策がとり得ると考えられることから、本増設メニューを利用する事業者が、今後新たなメニューが導入された際に新たなメニューにスムーズに移行できるようにすべきと考えます。</p>

以上

意見書

平成 30 年 1 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
氏 名 KDDI 株式会社
代表取締役社長 田中 孝司

「次世代ネットワーク（NGN）における網終端装置の増設メニュー追加」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

【別紙】

該当箇所	意見
全般	<p>網終端装置の輻輳は、インターネット接続サービスにおけるお客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えるものであり、一契約当たりのインターネットトラヒックが年間 1.4 から 1.5 倍の速度で増加する中、インターネット接続サービス品質維持を行つていたためには、そうしたトラヒックの急激な増加に対応していくことが必要です。</p> <p>今回申請された網終端装置のメニューでは、ISP 事業者の判断において自由に網終端装置を増設できるようになり、「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書（以下、「第一次報告書」）」を踏まえた内容であること、また、ISP 事業者のサービス多様性向上や附加価値創造に寄与するものであると考えられることから、本変更に賛同いたします。</p> <p>しかしながら、インターネット接続にかかるユーザ料金は、ISP 事業者が設定する ISP 料金と NTT 東・西が設定するフレッツ光料金で、ぶつ切りで料金設定されており、網終端装置のコストはフレッツ光料金に含まれています。仮に、今回申請された網終端装置のメニューを網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としてしまうと、本来、NTT 東・西がフレッツ光の基本的なサービス品質（※）を維持するために、フレッツ光料金を原資として負担すべき網終端装置のコストについて、今後は全て ISP 事業者がそのコストを負担することになるため、ユーザ料金の設定範囲とコスト負担の関係に歪みが生じることになります。</p> <p>網終端装置のコストがフレッツ光料金に含まれていることを踏まえれば、網終端装置の輻輳にかかる抜本対策としては、今後も、NTT 東・西のフレッツ光料金を原資とした対応が必要であり、引き続き、時代の流れ（—契約当たりのインターネットトラヒックの増加）に見合った提供メニューや増設基準を検討することが必要です。また、検討にあたっては、第一次報告書の主な意見にある通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増設基準をセッション数からトラヒックベースに見直す要望 ・増設基準（セッション数）の上限値が更に小さい網終端装置の要望 ・1Gbps 以上の網終端装置の新設の要望 <p>といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。</p> <p>（※）フレッツ光におけるインターネット接続サービスのために、NTT 東・西が NGN 網内で担保するフレッツ光のサービス品質（市場環境にあわせた網終端装置の仕様等）。</p>

以上

意見書

平成 30 年 1 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課御中

107-0052

とうきょうとうとみなとくあかさか
東京都港区赤坂3-21-16 SKI 赤坂ビル 5F

かぶしきがいしゃ くろのす
株式会社クロノス

代表取締役社長 今野仁史

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、
平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本約款認可申請において提供が予定されている、ISP事業者が費用の全額を負担するメニュー（以下「新型NTE」とします）について、「変更案の概要」の「1. 変更の経緯」に「インターネットトラヒックが年間1.4～1.5倍の速度で増加する中で、NGNの閑門系ルータ（※1）の十分な能力を確保することが課題となっているが、現状ではIPoE方式の閑門系ルータの増設が接続事業者の要望により行われるのに対し、PPPoE方式では閑門系ルータの増設がNTT東日本・西日本の判断によるもの（※2）となっているため、PPPoE方式においてトラヒックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にあるとの指摘がなされてきた。」との一文があり解決策として本約款申請に至った旨が示されています。これはISP事業者が重大な問題としている輻輳問題の解決手段として提供を意図しているものです。これは本来NTT東西殿が主体的に解決すべき問題をISP事業者に押し付けるもので、接続制度の信頼を損なうものとの懸念を持たざるを得ません。事項以下で意見をするものです。

（輻輳問題の解決）

輻輳問題に関しては、社会問題といえる現状を踏まえて、情報通信行政・郵政行政審議会が平成29年12月22日に答申（以下、答申とします）が出されています。答申には「NGNは利用者がISP事業者を介してインターネット等を利用するため用いられるネットワークであることを踏まえると、現在NTT東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるよう行われる必要があり、そのための増設の基準をNTT東日本・西日本において設定するとともに、現在も情報開示の取組が行われているところであるが、これを明示すべきである。」とあり、その増設についても「また、増設基準はトラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることが適当であり、NTT東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当である。」とトラヒックを増設基準とすることが適当との考え方が示されています。すなわち、輻輳問題の解決には従来から存在する網終端装置（以下、従来型NTEとする）の増設基準をトラヒック基準で見直であり、新型NTEの提供は解決手段ではありません。速やかに従来型NTEのトラヒック基準での見直しを求めるものです。

（新型NTEの位置づけ）

新型NTEはISP事業者が標準のフレッツサービスとは異なる品質のサービスを提供するためのものであります。仮に輻輳対策として緊急避難的利用した場合も、NTEの最低利用期間が9年であることから従来型NTEの増設基準見直し後に、新型NTEから従来型NTEへメニュー変更が可能である必要があります。

また、本約款認可時には、ISP事業者に複数識別子を付与するよう規定を改定することが必須であります。現状で複数識別子を利用できるISP事業者と、1つの識別子しか利用できない事業者があります。この点が解消されないと、1つの識別子しか付与されていないISP事業者は新型NTEと従来型NTEで品質の異なるサービスを提供することが出来ません。このような公平性が確保されない状況で本約款が認可されると、競争環境の著しい不公正が発生することになります。

(新型 NTE の費用負担)

本約款認可申請によると、新型 NTE は ISP 事業者が装置の全額を網改造料として負担、従来型 NTE は装置のインターフェース費用を ISP 事業者が網改造料として負担するとあります。現状ではフレッツ利用料金で太宗を賄っている従来型 NTE と ISP が全額負担する新型 NTE は、フレッツ利用者が負担する費用負担区間が異なり新型 NTE についてはフレッツユーザーと ISP 事業者の両方から新型 NTE の費用を徴収していることになります。新型 NTE を提供する場合には費用負担の公平性・透明性の点で、本約款認可後速やかに別のユーザー約款に基づくサービスとして再申請することが適当です。

(新型 NTE の申し込み)

新型 NTE の提供について NTT 東西殿から接続事業者に開示が行われたのは平成 29 年 10 月 30 日、第一次申し込み受付期間が平成 29 年 11 月 1 日から同 11 月 10 日とされました。従来型 NTE に比べて軽微とはいえない水準のコスト増となる新型 NTE の採用を検討する期間としては不十分です。

また当社が協会員となっている一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会（以下、JAIPA とする）の会合において JAIPA 会長より新型 NTE は数百台の申し込みがあったと発言がありました。この発言が事実であるなら（新型 NTE の位置づけ）で指摘した識別子による不公正を是正しないまま申し込み受け付けを開始したことは不適切です。別の視点でみれば、提供に関する情報が公平に開示されていたか疑問が残ります。総務省殿には認可に際して、この点について公平であったことを確認していただきたい。

(認可について)

本約款認可申請の認可には以下の条件を付帯するよう意見いたします。

- ア) 本約款の認可時には、従来型増設基準の見直しに関する約款の認可、もしくは約款の変更申請が行われていること。
- イ) ア) の増設基準はトラヒック基準であること。
- ウ) 本約款の認可時には、識別子の付与に関する不公平が解消されていること。

以上

意見書

2018年1月26日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

〒158-0096
せたがやく たまがわだい 1-1-3
世田谷区玉川台 1-1-3
えでいとねつと かぶしきかいしゃ
EditNet 株式会社
のぐち たかし
代表取締役 野口 尚志

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年（2017年）12月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

今回の意見書には、NTT東西との接続協定との関係で不開示情報とされる可能性がある情報が含まれます。不開示とする具体的範囲については、総務省においてNTT東西の意見を聴いた上でご判断いただくことで差し支えありません。

(別紙)

- ・意見書において、他事業者の敬称は省略しました。
- ・NTT 東西で異なる部分については、(NTT 東日本 NTT 西日本) の例により記載しています。

総論	
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(総論)</p> <p>インターネットのトラヒックが急増する中、日本の固定系インターネット接続サービス利用者の多くが利用する NGN サービスにおいて、NGN と ISP を接続する PPPoE 方式の網終端装置（以下「NTE」といいます。）の輻輳が大きな問題となっています。</p> <p>このため NTT 東西は、NTE の輻輳問題への対応として「接続事業者の要望により増設するメニュー」の NTE（以下「D 型 NTE」といいます。）を正式に導入すべく、本件約款変更の認可申請をされました（変更案の概要 II（主な変更内容）「1. 変更の経緯」など）。</p> <p>しかし、NTE はもともと NTT 東西の区間であり、NTT 東西（利用部門）が負担して準備すべきものです。</p> <p>本件の最大の問題として、NTT 東西が収入の配分（フレッツ料金と ISP 料金の境目）に全く手を付けず、費用負担の配分（NTT 東西の利用部門と ISP 事業者の費用負担の境目）だけを動かそうとしているのですから、議論が紛糾するのも当然です。</p> <p>NTT 東西は「動画や大容量データのダウンロードも快適な速さでスムーズにインターネット！」（NTT 東日本 web ページより）と速度や快適さを宣伝して顧客を誘引しているながら、利用が集中する夜間は ISP によっても異なるものの、動画の再生はおろか web ページの閲覧にも支障が起こっています。これは NTE の輻輳によりパケットロスによる再送が生じるためで、ポート容量からの超過が一見わざかでも、実効速度が急激に低下し始めます。</p> <p>関係する事業者は、輻輳ポイントの解消のためにそれぞれ努力する必要があります。ISP 事業者もコンテンツプロバイダも、それぞれ自社 NW の増強に多大な負担をしています。ISP 事業者はただ NTE の増設を求めているのではなく、多大な費用をかけて自社バックボーンを増強することと並行して、NTT 東西にも利用者に対する責任の負担を求めているにすぎません。</p> <p>しかし NTT 東西だけがその負担を後回しにするばかりか、ISP に肩代わりをさせてきました。</p> <p>意見募集の手続き上、D 型 NTE の是非を中心に意見を提出しますが、本来この問題は D 型 NTE の認可問題に矮小化させず、NTT 東西と ISP の責任分担（費用負担）や取引関係のあり方、および公正な接続制度の上でどのように NGN を今後のインフラとして活用していくかの議論につなげてほしいものです。接続料算定研究会などの場での議論が進むことを期待します。</p>
NTT 東西の進め方について	
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(NTT 東西の輻輳対策への向き合い方について)</p> <p>接続料の算定に関する研究会第一次報告書（2017 年 9 月）においても NTE の増設が課題とされ（p32）、この流れの中で NTT 東西は、D 型 NTE の導入に言及し、本件認可申請を行われました。</p> <p>本件認可申請においては、「接続事業者の要望」を根拠にしていますが、この点について NTT 東西は「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」（いずれも 2017 年 12 月 22 日に電気通信事業法施行規則改正案に関する情報通信行政・郵政行政</p>

	<p>審議会の答申書とともに公表された再意見)と説明されています。</p> <p>これについて一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会は、協会としてそのようなメニューを「要望した事実はありません」と非常に強い言葉で反論を行っています(2018年1月23日接続料算定委員会、プロバイダー協会発表資料)。</p> <p>プロバイダー協会の主張を前提とすれば、NTT東西は事実を誇張して議論をミスリードしていることになり、非常に遺憾です。</p> <p>2017年4月12日の接続料算定研究会(第2回)でも、NTT東西は「(ISP事業者は)本当に重要なパートナー」と発言されていますが、同じ会議の席上で構成員からは「大事なパートナーとして認識されているのであれば、もうちょっと丁寧な対応をされるべきだと思います。」と指摘され、「我々真摯に反省して、対応していきたいと思います。」と述べられています(いずれも議事録p37)。それからまだ日もたたないうちにプロバイダー協会とこのような行き違いを起こすこと自体が、NTT東西のISP軽視を如実に表しています。</p> <p>NTT東西の対応がISPに対し、ひいては輻輳問題で一番困っている消費者のことを親身に考えているかどうか、引き続き注視されるよう総務省にもお願いします。</p>
接続約款料金表第1表第2第51欄第53欄ウ欄	<p>(約款変更前に同様のサービスを提供していることは問題)</p> <p>現行の接続約款では、PPPoE方式でのISP接続機能を「IP通信網終端装置に協定事業者との接続(略)のためのインターフェースを付与する機能」と定義しています(接続約款料金表第1表第2第51欄第53欄ア欄)。これが現在、ISP事業者がNTEのインターフェース部分だけを負担する根拠になっています。</p> <p>本件約款変更案において、D型NTEは費用の全額をISPの網改造料でまかうことから、「IP通信網終端装置において(略)接続を行うための機能」と書き分けています。</p> <p>ところが、NTT西日本が現行の接続約款を変更する以前から全く同様のメニューを提供してきたことを公に認めており(2017年4月12日接続料算定研究会(第2回)議事録p37、NTT発言)、さらにこのメニューは2016年度から一部の事業者だけに個別提示をして提供されていたことが明らかになっています(2017年5月19日(第3回)および同年11月19日(第9回)接続料算定研究会、いずれもプロバイダー協会発表資料)。</p> <p>第一種指定電気通信設備への接続条件は事前に接続約款を定めて認可を受けなければならず(電気通信事業法33条2項)、これに基づかない接続協定の締結は原則として禁止されています(同条9項)。この規定は指定設備への接続の公平性および透明性の担保が公正競争上欠かせないことから設けられた規定で、これを遵守していただくことは当然です。</p> <p>ISP事業者が費用を全額負担するNTEが「インターフェースを付与する機能」ではないことは、ISP事業者が費用を全額負担するIPoE方式のゲートウェイルータ(以下「GWR」といいます。)が現行約款上既に「接続を行うための機能」、すなわち本件変更案と同じ表現で定義されていることからも明らかです。</p> <p>これが既に提供されていることは、原則として禁止された接続約款外の条件での協定の締結に当たる懸念があります。</p> <p>また、後に詳述するNTT東日本の「増設基準を緩和したメニュー」については、全く同じ装置でありながら、増設基準の緩和と引き換えに網改造料を高くするメニューです。全く同じ装置でありながら「インターフェースを付与する機能」の提供原価、すなわちインターフェース部分の価格が異なることは考えられず、認可された接続約款の算出式(接続約款料金表第2(網改造料)2(料金額)2-1(算出式))と異なる網改造料を設定して請求していたのではないかという疑問が生じます。</p> <p>よって、総務省におかれでは、本件変更案の審査の前提として、NTT東</p>

	<p>西が既に見切り発車のような状態で接続約款と異なる条件の NTE を提供してきたこと、および同社がなぜ今になって本件変更案を認可申請したのかについてよく聴取し、法令上の問題がないかどうかを検討していただくよう要望します。</p>
D 型 NTE は NTT 東西の負担を ISP に肩代わりさせるもの 接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(D 型 NTE は ISP に対する責任転嫁) (NTE は NTT 東西持ちの設備)</p> <p>相互接続モデルでのサービス提供は、責任分界点が明確である必要があります。</p> <p>NGN の ISP 接続の費用負担は、NTE のインターフェース部分だけを網改造料で ISP 事業者が負担し、NTE の本体（インターフェースを除く部分）は一般収容局接続ルーティング伝送機能（省令改正後は「閑門系ルータ交換機能」）に位置付けられ、それをを利用して NGN サービスを提供する NTT 東西の利用部門が負担することが、当初からのルールとして定められています。</p> <p>NTT 東西（利用部門）、ISP 事業者のいずれも、このルールを前提としてそれぞれの利用者料金を決めており、結果、ISP 事業者はこの境目を前提にして低廉な利用者料金を設定しています。</p> <p>つまり、現在の NTE 輻輳問題に対して、NTT 東西は自ら、利用者から料金を受け取っている区間についての責任として、本来の NTE(インターフェース部分を ISP 事業者が負担する NTE) を増設する必要があります。「動画や大容量データのダウンロードも快適な速さでスムーズにインターネット！」(NTT 東日本 web サイトより)が楽しめる程度に、「回線混雑状況等により大幅に低下する場合」(同)でも、最低限輻輳で困る利用者がいなくなる程度にはしていただく必要があります。</p> <p>NTE の輻輳問題は利用者である消費者の不満を引き起こしており、各 ISP には日々その苦情が寄せられています。しかしこれは、NTT 東西が NGN 設備である NTE の増設について、現状のトラヒックに合っていない「増設基準」を理由に十分応じていないことの問題なのです。</p> <p>D 型 NTE を現行サービスの輻輳対策のために導入することは、ユーザに対する自らの責任を放棄し、ISP に対しては費用負担区間のルールを一方的に変更し、ISP 事業者の負担で NGN 区間の品質確保を使用とするもので、およそ受け入れられません。</p> <p>接続料制度との関係でも、D 型 NTE は技術的には従来型 NTE と全く同じであり、従来型 NTE と区別せずに利用者を収容することもできるため、費用負担の境界が異なる 2 種類の NTE が同じサービスの上で混在することになります。利用者料金と提供原価との関係の検証を困難にするおそれがあるほか、事業法が接続約款において機能ごとの接続料を定めることを義務付けたこと(33 条 4 項 1 号口)の趣旨を損なうおそれがあります。</p> <p>よって、輻輳問題への対応のために行われた本件 D 型 NTE の認可は見送られるべきです。</p>
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(すでに ISP への負担付け回しが横行)</p> <p>約款変更認可プロセスの項でも触れた通り、NTT 東日本には既に「増設基準緩和メニュー」を提供しており、実際に一番使われているのは「増設基準を 2000 セッションに緩和されたメニュー」とのことです(2017 年 4 月 12 日、接続料算定研究会(第 2 回)における NTT 東西提出資料 p17, 議事録 p39)。</p> <p>NTT 東西は「増設基準を緩和」と強調されますが、その際、ISP 事業者に大きな追加負担を求めるメニューであることを明確に説明されていないようです。</p> <p>このタイプは C-20 型と呼ばれ、同じ資料で「中型 NTE」と示される C 型(増設基準セッション数が「8000」とされるタイプ)と同じ機器であり、</p>

	<p>相互にメニュー変更が何度も可能です（形式名その他については、2018年1月23日接続料算定研究会（第11回）におけるプロバイダー協会発表資料および説明による）。</p> <p>違いはC型の増設基準セッション数が8000で網改造料が月額約[]円であることに対して、C-20型は増設基準が2000セッションに緩和される一方、網改造料が約[]円に上がります。</p> <p>同じ機器であることから網改造料の算定根拠である機器の価格も同じですので、この機器の本来のインターフェース価格（接続約款に基づき計算される網改造料）は[]円のはずですが、約[]倍をISP事業者に負担させています。この差額は、本来NGN網内の設備で一般収容局接続ルーティング伝送機能に計上される（NGNの利用者料金の中から負担される）ところを、ISP事業者が網改造料で肩代わりしています。</p> <p>つまり、本来の負担区分のNTEではすでにISPのサービスが立ち行かなくなり、NTT東西は本来の接続約款の規定（本来の接続料）を超えて、ISP事業者にNGN網内の設備状況費用を肩代わりさせているのが現状なのです。これは認可約款に基づき「機能」の範囲を画定し、原価に従った接続料を設定する接続料制度（事業法33条4項2号ほか）の形骸化に他なりません。</p> <p>「増設基準を緩和したメニュー」は、本来のNTEとD型NTEの中間に位置するサービスですから、本件変更案の附則2項において「当社が別に定めるもの」の1つとして想定されている可能性があります。</p> <p>このまま本件約款変更が認可されれば、なし崩し的に費用負担の付け回しが行われた問題を追認することにつながります。料金収入と費用負担の区間が異なる問題が恒久化してしまい、NGNの相互接続における責任分担（費用負担）の範囲をもう一度きちんと整理する機会を逸することになります。</p> <p>本件変更認可申請を機に、総務省にはこの点に問題がなかったか、NTT東西からも聞き取りを行い、よく検証されることを要望します。</p>
接続約款料金表第1表第2第51欄第53欄ウ欄	<p>（費用負担の肩代わりを求めるのは不公正な取引方法）</p> <p>ここまで、NTT東西とISP事業者の費用負担の問題を説明してきましたが、立場を入れ替えて考えればより容易に問題を理解できると思います。</p> <p>POI（相互接続点）のISP事業者側で輻輳が生じ、利用者に不満が生じたとしても、ISP事業者が設備強化の資金をNTT東西に負担させることは考えられませんし、そんな要請をしても相手にされるはずがありません。</p> <p>相互接続が文字通り対等な接続であれば、POIの向こう側の費用を肩代わりさせることは考えられませんが、NTEの輻輳問題でISP事業者がその負担を受け入れざるをえないのは、ただNGNがボトルネック設備であり、NTT東西が交渉上きわめて有利な立場にあるからです。</p> <p>ISP事業者は同じNGN上にも多くの競争者を有するとともに、まず利用者の苦情を受ける立場であることから、NTEの輻輳問題について、利用者が困っている状況を解消したいという心情的にも、また他のISPとの競争を意識しても、本来求められる理由のない負担を受け入れざるを得ない（不当な条件での接続を申し込まざるを得ない）状況にあります。</p> <p>NTT東西が自らの責任で従来型NTEの改善をすることなくISPに費用負担の肩代わりを求めるることは、不公正な取引方法にあたるおそれさえあります。</p>
政策が求めているのは従来型NTEの増設	
接続約款料金表第1表第2第51欄第53欄ウ欄	<p>（求められているのは従来型NTEの増設）</p> <p>NTEの輻輳問題について、情報通信行政・郵政行政審議会が2017年12月22日に答申とともに示した「考え方」には、「現在NTT東日本・西日本の負担で行われている増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要があり、そのための増設の基準をNTT東日本・西日本において設定」すべき、との見解が盛り込まれました（考え方4）。</p>

	<p>この見解が述べていることは、従来通り NTT 東西の負担で「円滑なインターネット接続が可能となる」水準で NTE の増設が行われるべき、ということであり、ISP 事業者に負担を求めて事態を改善すべき、ということでは決してありません。</p> <p>輻輳問題への対応として D 型 NTE を導入することは、問題のすり替えに他ならないのであって、審議会および接続料算定委員会が示す方向性とも異なるものです。</p> <p>NTT 東西がこの方向性を忠実に守りさえすれば、ISP 事業者は輻輳対策のために D 型 NTE を利用する必要がありません。</p> <p>よって NTT 東西には輻輳で困っている利用者を救済するために、輻輳を理由に従来型 NTE の増設を求める事業者の要望に直ちに応じることを求めます。</p> <p>同時に総務省にも NTT 東西に対してそのように強く指導することを要望するとともに、輻輳対策を背景とした D 型 NTE は必要がなくなるのですから申請の取下げを促すよう要望します。</p>
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(既存 NTE の改善が必要)</p> <p>PPPoE 方式の NTE は、特殊な例を除いてインターフェースが最大 1Gbps であり、この仕様は 5 年以上変わっていません。ルータやスイッチは年を追うごとに価格が下がるか、同じ価格で高性能なものが登場しますので、ポート容量あたり提供原価は下がっていくはずです。</p> <p>フレッツ・ISDN の時代から NGN に進むにつれて、NTE の容量も 1.5Mbps, 100Mbps, 1Gbps と拡大してきました。NTE の輻輳問題は本来、この延長で解決できるはずです。</p> <p>既に他の接続事業者も要望されている通り、時代に合わせて 10Gbps などの NTE も選択肢に加えていただくことを要望します。</p>
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(まず既存 NTE の増設基準の約款申請が必要)</p> <p>予定されている省令の改正により、NTE(閑門系ルータ)の増設基準に関する基本的な事項が接続約款に記載されることになります。NTT 東西は当然、情報通信行政・郵政行政審議会が 2017 年 12 月 22 日に答申とともに示した考え方を踏まえる必要があります。すなわち、他事業者・団体の意見や要望をよく聴いて、トラヒック実態に見合った、輻輳の起こらないような基準を設定し、今後も接続料算定研究会で引き続き状況の検証を受けることが必要です（「考え方 4」ほか）。</p> <p>NTT 東西は D 型 NTE の前に、まず現在利用者が輻輳で困っている既存 NTE の増設基準を審議会の答申に沿ったものに変更するため、接続約款の案を作成して認可申請を行うべきです。</p> <p>総務省におかれても、NTT 東西が既存 NTE の増設基準の改善を先に行うよう促し、既存 NTE でも利用者が困らない状況が担保されなければ D 型 NTE の導入は認めないとの立場で臨まれることを要望します。</p>
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(現行の NTE の増設基準が現状に合っていない)</p> <p>従来型 NTE の増設基準はいずれもセッション数で規定されていますが、現在の NTE のメニューが東日本で 2013 年、西日本で 2014 年に決まったときからほとんど変わっていません。現在の主要な NTE メニューでは、「増設基準を緩和したメニュー」を除き、インターフェースはいずれも 1Gbps で、利用者 1 人当たりの帯域は 130~450kbps 程度、「増設基準を緩和したメニュー」を含めても 500kbps 程度になります（2017 年 4 月 12 日、接続料算定研究会（第 2 回）における NTT 東西提出資料 p17 ほか）。</p> <p>その後に総務省が発表した「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果（2017 年 5 月分）」からも明らかのように、2013 年から 17 年にかけて利用者の総トラヒック、1 契約あたりのトラヒックも約 4 倍に増加する中、この当時のセッション基準を維持することは現状に合っていません。この集計結果からは、2017 年 5 月の値で 1 契約あたりのトラヒックの平均が約 250kbps ですが、夜間のピークトラヒックは平均トラヒック</p>

	<p>クの 1.5 倍から 2 倍程度に達するため（同結果の 2 および 4 に示す、A1 観測点の傾向）、多くの ISP で夜間のピークに輻輳が生じている現状と一致します。</p> <p>IP 通信では、輻輳の発生により一気に品質が低下することを踏まえ、まずは大多数の利用者が利用する従来型 NTE の増設基準を早急に現状にあった水準に見直すことにより、これらの輻輳を解消することが必要です。D 型 NTE はその次にあるべきものです。</p>
「D 型 NTE は ISP 事業者の選択肢」というならば	
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(D 型 NTE は ISP の自由な選択肢にならない)</p> <p>NTT 東西は D 型 NTE を「各 ISP 事業者の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置付けています（2017 年 10 月 27 日接続料算定研究会（第 8 回）、NTT 東西発表資料 p28 ほか）。しかしすでに述べてきたとおり、輻輳対策という意味では既存 NTE の十分な増設が求められているのですから、D 型 NTE はあくまでも同一 ISP の中で料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乗せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけのはずです。</p> <p>ところが、NTT 東西の事業者説明会（2018 年 1 月 10 日）において、「省令改正で約款化が求められる既存 NTE の増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か。」との質問に対し、NTT 東西は「現行の NTE 増設基準で適切と考えるので、概ね現行の基準をそのまま申請することになる。」と回答するなど、およそ情報通信審議会や接続料算定委員会の方向性に沿わない考え方を示されています。</p> <p>このような状態で D 型 NTE だけが認可されてしまえば、ISP 事業者は輻輳対策に D 型を使わざるを得なくなります。NTT 東西には「ISP 事業者には D 型という選択肢がある」と強弁する口実を与え、現実とかけ離れた従来型 NTE の増設基準を改善するインセンティブさえ働かない結果になります。</p> <p>そうなれば「D 型は選択肢の一つ」という説明は全く事実に反する結果になります。選択肢というならば、まず既存 NTE でも円滑なインターネット接続が提供できるよう、輻輳の解消をすることが先になります。</p> <p>この点でも、NTT 東西はまず既存 NTE の増設基準を改善すべきなのであり、総務省におかれてもそれを強く促すよう要望します。</p>
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(D 型 NTE はプレミアム用で)</p> <p>後に詳述しますが、D 型 NTE は既存 NTE と費用負担の区間が違うですから、輻輳対策の目的で既存 NTE と同じフレッツサービス上に持ち込まれ、同じユーザを収容できるようになっていれば、接続制度上も競争上も混乱が生じます。</p> <p>よって、D 型 NTE はフレッツサービス上も別のサービスとして、費用負担区间に応じた別々の利用者約款（利用者料金）を定め、既存 NTE を利用するサービスと完全に分けるべきです。</p> <p>このためには、従来型 NTE と D 型 NTE の同一サービスでの混在を認めないこととすべきで、必ず別々の ISP 識別子により接続するようにすべきです。</p>
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(判断材料がない状態で申し込むことになるのは酷)</p> <p>NTT 東西は既に、D 型 NTE の申込み受付を開始していますが、輻輳対策のためにやむにやまれず D 型 NTE を検討している ISP 事業者にとって、既存 NTE の増設基準の方向性が示されないことは非常に酷です。一度申し込んだ NTE に対しては 9 年分の網改造料を支払うことになるため、その意味でも NTT 東西は直ちに既存 NTE の増設基準を改善し、それを ISP 事業者に示す必要があります。</p>
輻輳対策としての D 型 NTE を認可するならば暫定条件で提供し、経過措置が必要	
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(認可するにしても所要の経過措置を設けるべき)</p> <p>D 型 NTE は第一種指定電気通信設備との接続制度のあり方に照らして問</p>

	<p>題が多く、これまでに述べた問題をきちんと検討整理することなく認可することは将来に大きな禍根を残すことになります。</p> <p>本来、すでに述べた通り認可はしばらく見送るべきと考えますが、仮に一部の ISP 事業者の強い要望で早期の導入が求められるのであれば、十分な判断材料のない中で申し込まざるを得ない ISP 事業者に配慮する必要があります。</p> <p>具体的には、輻輳対策としての D 型 NTE は既存 NTE の増設が十分できるまでの短期間の暫定策と位置づけ、今後の策定される既存 NTE の増設基準をみながら、既存 NTE との間で変更をできるようにすべきです。本来、既存 NTE の増設基準は輻輳の起こらない水準に見直されるべきなっていますから、一度緊急の輻輳対策として D 型を申し込んだとしても、その後既存 NTE の増設基準の台数におさまることは容易に想定されます。</p> <p>D 型 NTE と従来型 NTE は同型の装置でありながら、制度上の制約で変更できないとのことですが(2018 年 1 月 10 日、事業者説明会での回答ほか)、上記の事情に配慮し、新しい基準を満たせば D 型から従来型 NTE に扱いを変更できる経過措置を設けるなど、所要の経過措置を設けるよう要望します。</p>
接続料制度との関係でも問題	
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(D 型は網使用料で申請すべき)</p> <p>省令の改正により、「閑門系ルータ交換機能」が接続料規則に規定され、IPoE の GWR での接続については今後、網使用料として接続料が設定されることになります。</p> <p>IPoE 方式には GWR 以外の接続方法がない一方、D 型 NTE には従来型 NTE と併用される点で違いがあるものの、施行予定の接続料規則第 4 条の表に照らせば、D 型 NTE が GWR と区別される理由が見出せません。また、総務省が示している「基本的な接続機能」の要件(「NGN の ISP 接続に関する論点等について (PPPoE と IPoE の接続関係)」総務省料金サービス課、2017 年 10 月 27 日など)への当てはめにおいても、D 型 NTE と GWR で結論が異なるとは思われません。(D 型 NTE は GWR と違って接続可能事業者数の制限もなく、GWR 以上に一般的な機能を提供できることから、なおのこと網使用料として接続料が設定されるべきではないでしょうか。)</p> <p>一度網改造料で認可されたものを後日網使用料に変更することは、費用負担の問題などを含めて面倒な論争が起こるおそれがあります(2017 年 12 月 22 日接続料算定研究会(第 10 回)VNE 各社提出資料、6 ページほか)。</p> <p>よって、D 型 NTE を導入する方向であるにしても、これは網改造料の認可申請ではなく、省令改正の公布を受けて網使用料として申請を出し直すべきと考えます。</p> <p>蛇足ですが、既存の接続事業者がある中で行われる GWR の網使用料化と異なり、約款は認可前で既存の事業者への影響も考えにくいことから、接続料規則改正附則第 6 項(利用中止後の費用の負担)の経過措置の適用はなされない前提で網使用料を算定すべきことは、いうまでもありません。</p>
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(利用部門との公平性に照らしても問題)</p> <p>PPPoE 接続において、既存 NTE は本来的にインターフェース部分と本体部分に分けられ、前者は網改造料として ISP 事業者が負担し、後者は収容局ルータ等の設備と一緒に一般収容局接続ルーティング伝送機能の網使用料が設定されています。後者は接続料規則の改正により、ほぼ単体で閑門系ルータ交換機能に組み替えられることが決まっています。</p> <p>ところが、D 型 NTE の全体が網改造料として位置づけられると、NTE 本体部分は同じ機能を持つ機器でありながら、NTT 東西の利用部門がフレッツサービスを提供するために使えば網使用料になるのに対し、ISP 事業者が接続サービスを提供するために使えば網改造料になるという問題が生じ、接続約款認可の要件である電気通信事業法が義務付ける利用部門と他事業者の公平性の担保(33 条 4 項 3 号)との関係で疑問が生じます。</p>

	この観点からも、D型NTEは網使用料（閥門系ルータ交換機能）で申請を出し直すべきと考えます。
今後のNGNへの提案	
接続約款料金表第1表第2第51欄第53欄ウ欄	<p>(この問題の解決は公正なルールの下で)</p> <p>弊社も、NGNでのNTE輻輳問題について早急に取り組み、利用者が不便なく利用できるサービスをすぐにでも回復する必要があることは了承しています。また、それに当たっては技術の進歩を反映したコスト削減（同じ費用で運べるトラヒックの増強）がますあり、次にISP事業者、NTT東西に応分の負担が生じ、最終的には利用者の理解を求めながら、皆が納得できる公平な負担を実現していくものと考えています。</p> <p>しかし今回のD型NTEは輻輳対策とISP事業者のサービス選択肢の提供という全く異なる目的がごたつにされ、費用負担のルールを一方的に動かす提案ばかりがNTT東西からなされた結果、議論が紛糾しているのです。</p> <p>まず、輻輳対策は従来のルール通り、NTT東西が負担してNTEを増設するべきものです。</p> <p>そしてサービス選択肢の提供については、料金設定権の所在と合わせて議論をするべきです。</p> <p>現行のNTEの増設基準が一律で、ISPごとの品質差別化が図れないことは、ISPのサービス展開を制約するものですから、「ISPの負担でNTEを増強できること」自体は、サービス展開の自由度を高めることになります。</p> <p>しかしそのためには、それぞれが費用を負担する区間に応じた料金設定権を持つ、公正なルールが前提になります。</p>
接続約款料金表第1表第2第51欄第53欄ウ欄	<p>(D型は利用者約款も別のサービスとして提供すべき)</p> <p>NTT東西はD型NTEについて、「増設の決定権（および費用負担）をISPに移すもの」と説明されます。それならば、費用負担が移るNTE本体の区間について料金設定権も同時にISPに移さなければ不公正です。</p> <p>費用負担の区間と料金設定権の区間が異なる結果、利用者にとっては利用者料金は一律、接続方法もPPPoE方式で一律でありながら、ONUでNGNに乗った利用者が、NTEの手前でISPに乗り入れる場合と、NTEのISP側インターフェースまで乗ってからISPに乗り入れる場合が混在することもあります。</p> <p>本来、支払う料金と対応する区間を揃えることが望ましいのは、今後の接続料制度の改正や、NGNを新たな接続形態で利用する事業者が現れる可能性を想定すれば、当然といえます。</p> <p>利用する区間が違うのですから、フレッツサービスの利用者約款（利用者料金）自体を別々のものとし、ISP事業者側から見ても最初からD型NTEは別のサービス用として提供するようにするほうが、責任区分の問題をきれいに整理することができ、D型の本来の趣旨を生かすことができるはずです。</p> <p>しかし既存NTEとD型NTEが同一のサービス上に混在する状態が一度生じてしまうと、もはやこの点を整理することは不可能になります。</p> <p>D型NTEが正式に導入されていない今の段階でこの点をよく整理し、「サービスを受ける区間に応じた料金を支払う」ということを、利用者料金についても実現すべきです。</p>
接続約款料金表第1表第2第51欄第53欄ウ欄	<p>(光コラボレーションモデルの接続化も検討すべき)</p> <p>このままD型が導入されると、フレッツサービス（および光コラボレーションモデル）の料金設定権は引き続きNTT東西が持つため、利用者が利用しなくなるNTE部分の費用がそのまま利用部門の収益となるという、不当な結果になります。</p> <p>仮に前項の方法で利用者約款が分けられたとしても、現行の卸サービスでは提供原価と卸料金の関係が透明ではないため、既存NTE利用とD型</p>

	<p>NTE 利用の ISP の間で公正な競争にならない可能性があります。この問題を解決する手段として、この際フレッツサービスにも利用区間（既存 NTE の ISP 接続用または D 型 NTE の ISP 接続用）に合わせた網使用料（利用者 1 人当たりの網使用料）が設定され、ISP 事業者が再販でなく接続によりフレッツと ISP を一本で料金設定権を持つようにすることも検討されるべきです。</p>
接続約款料金表第 1 表第 2 第 51 欄第 53 欄ウ欄	<p>(機能分離の不十分さも遠因)</p> <p>そもそも電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を持つ電気通信事業者に指定設備管理部門とどう利用部門の分離を求め、管理部門は自社の利用部門と接続事業者を公平に扱うことを求めていました。</p> <p>管理部門に属するはずの相互接続推進部は、ISP 事業者が NTE の増設要求を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として応じようとしません。しかし NTE が増設になればそのコストは必ず接続会計に入り、あとは利用部門と ISP 事業者の費用負担の問題なのですから、まるで管理部門が利用部門の利益を代弁しているような状況が見受けられます。</p> <p>この問題は、NTT 東西の機能分離が必ずしも十分でないことに起因していると思われます。今回の NTE の輻輳問題および D 型 NTE の問題を機に、現在の NGN の相互接続モデルにおける責任分担・費用負担のあり方、ひいては機能分離のあり方が公正な競争を通じて利用者（消費者）のメリットを実現できているか、これらの議論を行うことの必要性を感じました。</p>

(NTT 東日本 NTT 西日本)

意見書

平成30年1月26日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

〒702-8035

住所：岡山県岡山市南区福浜1-26

会社名：株式会社エヌディエス

代表取締役 佐野浩一

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年12月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

NTT東西殿は、今回の申請の中で「接続事業者の要望を踏まえて新たな接続メニューを提供する」と述べています。しかし、当社をはじめ多くのISPは既存の網終端装置の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更べきであると度々強く要請しているものの、いまだにNTT東西殿は変更していません。実際に、総務省「接続料の算定に関する研究会(第11回)」の資料では、約9割のISPが「網終端装置を起因とする輻輳問題で顧客からクレームやコメントを受けている」と答え、9割以上のISPが既存網終端装置の増設基準をトラフィックベースへ変更する必要があると考えていることが明らかになっており、消費者の利益を考えれば増設基準の早急な変更が必須であることは明らかです。NTT東西殿は、一部の事業者から要望があったとされる本申請(以下、D型網終端装置)にかかる措置には応諾しながら、多くのISPの要望である「NTT東西の消費者問題・社会問題の解決策である設備増設基準の変更」については全く応じないのは不适当であることから、早急にこれに応じ、NTT東西が原因である社会問題・消費者問題の解決を図るべきです。

多くのISPが出席したNTT東西のD型網終端装置に関する説明会(2018年1月10日)において、「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か」というISPの質問に対し、NTT東西は「現行のNTE増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい」と回答しており、総務省「接続料の算定に関する研究会」での方向性には沿わない考え方を示しています。

この状況において、このままD型網終端装置だけが認可されれば、NTT東西殿には社会問題化した既存の網終端装置の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT東西殿はISPに対して「ISPにはD型網終端装置という選択肢がある」と強弁しながら、既存の網終端装置の増設基準を変更しない状況となり、ISPにとって利用者へ支障が生じている既存の網終端装置は選択肢になり得なくなります。結果的に「D型網終端装置が事実上唯一の選択肢」という状況になることが明らかです。D型網終端装置が従来型と並ぶISPの選択肢として、まず既存の網終端装置による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の網終端装置の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。

また、今回NTT東西殿から発表されたD型網終端装置について、その設備等を全額ISP負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円滑にするために、これまでネットワークはNNI(POI)を分界点としてネットワークの責任の所在(コストの負担範囲)を明確にしてきました。具体的には、POIを中心に両者が技術的・保守的・ビジネス的観点で責任範囲を明確にし、分担することにより、エンドエンドで一体となる通信が安定的に提供できるようにしたものでした。しかしながら、本申請で設定されることとなるD型網終端装置や既存のIPoE接続方式のゲートウェイルータはともに、POIよりNTT側、すなわちNGN内部に設置されており、NTT東西殿のユーザ約款上でもサービス範囲に定義されています。すなわち、この設備はNTT東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきのものです。しかし今回、多くのISPへの事前の相談や確認、議論もなく、NTT東西殿の判断によってD型網終端装置は費用負担のみがISPの負担に変更されました。NTT東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠ではなく、また本申請によってどのよ

うに解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることはなく申請が行われています。実際、費用負担をISPに変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可能になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なるNTT東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。

ちなみに、NTT東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISPネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担(投資)を自らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーザに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いことは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。

総務省の「接続料の算定に関する研究会」では、NTT東西殿によって意図的に選定された接続事業者にのみ限定して、秘密裏に特別な網終端装置の提供メニューを用意し、それを提供したことが明らかになりました。第一種指定電気通信設備を持つ者として、競争事業者や自社利用部門からの接続の同等性を担保する責任があるにも関わらず、このように特定の事業者を優越した取扱をすることは法の趣旨に反しており、非常に問題です。また、本申請にかかる網終端装置の提供開始におけるプロセスについても問題があります。平成29年10月30日に提供開始の周知が発信されましたが、接続事業者、あるいはISP事業者団体に対する事前の説明や意見聴取がほとんどない中、突然の発表(メールによる通達)となりました。その中では、全額網終端装置の接続受付をメール発信日付の翌日にあたる11月1日から開始すると募集案内がされました。加えて該当案内による1次申込期間が同様に11月1日から10日までの10日間となっており、大きな投資が必要な案件であるにも関わらず、十分な検討の時間が十分にありませんでした。これらの状況をみれば、特定の事業者に予め情報を提供した上で、募集を開始したことは明らかです。このように約款認可前に新たな網終端装置の提供にむけたアナウンスや募集の開始、および募集期間の設定等の手続きについても接続の適正性・公平性・透明性の観点で大きな問題であり、総務省殿においては今般の提供が事業法上の不法行為であるかどうか検証し、今後同様のことが行われることが無いよう、十分な議論を行っていただくよう要望します。

最後に、当社を含め多くのISPが強い要請を行っている増設基準の見直しを早急に行うことで消費者問題・社会的問題となっている本問題の対応や、NTT東西殿における接続に関する営みが適正性・公平性・透明性をもって運用されるべく、総務省殿に対し強い指導を要望します。

意見書

平成 30 年 1 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課御中

151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

地域 ISP 部会部会長 晋山 孝善

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(要旨)

- ・現在、NGN の網終端装置(NTE)の混雑により、フレッツサービスの利用者からの苦情が多発しています。これを受け、本件申請概要にもある通り、NTT 東西殿はトラヒックの増加を理由に、NTE の本件新メニュー(D 型 NTE)が必要と主張されております。
- ・NTE は NTT 東西殿の設備であり、NTT 東西殿の責任（利用者に対する責任）と負担で増強すべきものです。ISP 事業者は約款上もインターフェース部分だけを負担することになっています。しかし、D 型 NTE はこの負担を ISP 事業者に転嫁するものです。
- ・仮に D 型が先に認可されれば従来型 NTE の混雑が放置されることも予想され、研究会の方向性と真逆の結果になる懸念があります。
- ・よって、従来型 NTE の増設基準をトラヒックに見合った基準によるあらたなメニューの速やかな提示を本件認可の条件として、輻輳対策としての D 型は緊急対応のための暫定的なものとして位置づけられるべきです。
- ・一方で省令改正により、従来型 NTE の増設基準について約款化することが決まりました。接続料算定研究会においても、従来型 NTE の増設基準をトラヒックに見合ったものに変更することを求めていいます。
- ・しかし NTT 東西殿は事業者説明会で、従来型 NTE の増設基準は適切であると表明し、基準を見直す考えがないことを明らかにしています。
- ・また接続制度との関係でも問題があります。NTE 本体は利用部門会計が負担すべきものですが、NTT 東西殿の費用負担の増大を理由に管理部門が利用部門の立場を代弁する場面もあり、事業法が求める分離の趣旨が徹底されていません。
- ・その上、接続料算定研究会において ISP 事業者への対応が不十分であることを指摘され、その場で「真摯に反省」と述べていることなどから、総務省には NTT 東西殿の ISP 事業者への対応についても、引き続き監督指導をお願いします。
- ・結論として、インターネットトラヒック急増問題への対処として従来からの PPPoE 方式網終端装置のメニューにおいても、増設基準のトラヒックベースでの改定を NTT 東西殿が今回申請の認可がされるまでに別途認可申請することを認可にあたっての条件として付していただきたいと存じます。

今回の意見書には、NTT 東西殿との間で非開示情報が含まれます。当該ヶ所については、赤で網掛けを行っております。非開示とする具体的事項については、NTT 東西殿の意見を聴いた上で非開示としてだけますよう宜しくお願ひ致します。

対象箇所	意見
総論 (接続約款変更案料金表第1表 第2第53欄ウ欄関係)	<p>1-1 当協会として要望していない全額負担メニュー</p> <p>NTT 東西殿は、現在認可申請中の網終端装置（以下「NTE」といいます。）の ISP 事業者が費用の全額を負担するメニュー（以下「D型 NTE」といいます。）について、「電気通信事業法施行規則等のうち、第一種指定電気通信設備との接続に係る事項に対する再意見書」（2017年12月22日公表）において、「当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。</p> <p>しかしながら、当協会および多くの協会会員 ISP は消費者問題となっているトラヒック転換問題の解消に向けて、既存を含む NTE のトラヒックベースでの増設を一貫して要望してきており（接続料の算定に関する研究会 第3回および第4回資料参照）、当協会として「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー（全額負担メニュー）」を要望した事実は一切ありません。</p>
総論 (接続約款変更案料金表第1表 第2第53欄ウ欄関係)	<p>1-2 約款変更前に同様の機能を提供している事への疑義</p> <p>平成29年4月に総務省で開催された「接続料の算定に関する研究会（第2回）」にて、NTT 西日本殿が、自らが選択した一部の事業者に限定して、個別に「接続事業者が網終端装置の費用を全額負担するメニュー」を提供していること明らかにされました。この内容は開示された事業者以外の事業者には一切公になつていないのであり、公平性・透明性・適正性の観点で極めて問題です。</p> <p>NTT 東西殿がこの事案を既成事実として、「接続事業者が要望している」「接続事業者の要望に応じた増設であるから接続事業者が全額負担するのが相当」という理由で、標準メニュー化を進めるやうな問題です。総務省殿においても、このように NTT 東西殿の都合で一部の要望のみ取り上げて不公正に進められることが無いよう対策を検討していただきたいと考えます。</p>
総論	<p>1-3 告知期間・申込期間が短すぎると</p> <p>NTT 東西殿より 2017年10月30日に発信されました D型 NTE の接続受付の案内（メール）によると、1次申込期</p>

※ [] 部分は非開示情報（委員限り）。

(接続約款変更案料金表第 1 表 第 2 第 53 欄) の欄関係)	間が案内の翌日である 11 月 1 日から 10 日間とされており、多くの事業者にとって十分な検討の時間がありません。メールでアナウンスのあった翌日から 10 日間で、9 年間にわたり [] 円以上も支出する装置を検討することは不可能です。アナウンスのあり方や、この D 型 NTE の提供の情報がすべての事業者に同じタイミングで行われたか否かも含め、公平性・透明性・適正性の観点で検証されるべきです。
総論 (接続約款変更案料金表第 1 表 第 2 第 53 欄) の欄関係)	1-4 転換問題への対応が不十分であり継続的に検証すべき 「接続料の算定に関する研究会（第 2 回）」でも、NTT 東西殿は、「ISP 事業者は重要なパートナーと考えている」旨の発言をされておりますが、現状の転換対策について十分な対応がされているとは思えません。 転換問題の解決に向けて既存 NTE の増設基準をトラヒックベースへ早急に変更すべきです。また本件に対する NTT 東西殿の対応が研究会開催時のみとならないよう、今後の対応については総務省殿において継続的に検証されるべきです。
接続約款変更案料金表第 1 表第 2 第 53 欄) の欄関係)	2-1 NTE は NTT 東西殿資産の設備 今回 NTT 東西殿から発表された D 型 NTE について、NTT 東西殿の資産である設備等の費用を全額 ISP 負担としている点については非常に大きな問題です。NTE は NGN 内部に設置され、NTT 東西殿によって管理・運用されているものです。NTE の転換問題は本質的に NTT 東西殿の NGN・フレッツ役務区間の問題であることから、NTT 東西殿自身によつて問題を解決すべきものです。
接続約款変更案料金表第 1 表第 2 第 53 欄) の欄関係)	2-2 既に「ISP の要望」と称した費用転嫁 NTT 東日本殿ではすでに「増設基準緩和メニュー」として、従来型 NTE の増設基準を緩和するとともに網接続料を上乗せしたメニューを提供しています。NTT 東西殿はまるで自社の企業努力のように「増設基準を緩和」と表現していますが、これは NTT 東西殿の負担を一部 ISP の網改造料に転嫁したもののです。 従来型 NTE (C 型) は増設基準が 8000 セッションで網改造料は月額 [] 円ですが、2000 セッションに緩和したメニューは月額約 [] 円です。これらは同じ仕様の NTE であり、設置後に相互にメニュー変更が可能です。よつて、インタフェース部分の原価は最高でも [] 円であるにもかかわらず、網改造料として [] 倍の金額を ISP に負担させ

<p>ていると考えられます。つまり、NTT 東西殿は本来の約款の規定を超えて、NGN 網内の設備増強の費用を ISP に請求していると考えられます。</p> <p>「増設基準緩和メニュー」「自由に増設できるメニュー」はいずれも、NTT 東西殿の企業努力ではなく、負担を ISP に転嫁することで実現しているメニューと考えられます。多くの ISP が NTE の輻輳に困る状況で、早急に利用者環境を改善するために本来の費用負担区分を超えて、NGN 網内の設備増強費用を負担しているのが現状ですから既存の NTE に関する費用負担が正しく行われているのか、確認が必要であると考えます。</p>	<p>3-1 D型 NTE は NTE の輻輳対策とはなり得ない（問題になつているのは従来型 NTE）</p> <p>この問題については、電気通信事業法施行規則の改正案について情報通信行政・郵政行政審議会が諮問を受け、2017 年 12 月 22 日付で行った答申（以下、2017 年 12 月答申といいます。）においても、この共通認識を前提に、「現在 NTT 東日本・西日本の負担で行われている（NTE の）増設についても、円滑なインターネット接続が可能となるように行われる必要がある」とされており、その基準についても「トラヒック実態等に合わせて継続的に見直されることは適当であり、NTT 東日本・西日本においては、基準の緩和に向けて、他事業者・団体からの寄せられる意見・要望を十分参考にしながら取組を進めることが適当」とされたところです。昨今のトライック輻輳問題の根本的原因は既存の NTE であるため、これら既存の NTE に対する改善を行わない限り問題の解決には至りません。既存の設備に対する増設基準の見直しが必要です。</p>	<p>3-2 D型 NTE は ISP の自由な選択肢にならない</p> <p>NTT 東西殿は D 型 NTE を「各 ISP の個別要望に基づく選択肢の一つ」と位置づけています（接続料算定研究会、2017 年 10 月 27 日 NTT 東西殿資料他）。前述の通り従来型 NTE でも利用者が困らないことが求められているのであるから、D 型 NTE は同一 ISP の中で料金に差をつけ、プレミアムコースのようなサービスを提供したい事業者が、従来よりも上乗せした接続料の負担で個別にぜひ導入したい設備という位置づけとなるべきものです。</p> <p>しかし、当協会の複数の会員も出席した NTT 東西殿の D 型 NTE 約款申請に関する説明会（2018 年 1 月 10 日）において、NTT 東西殿は「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か。」との質問に対し、「現行の NTE 増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい。」と回答するな</p>
--	--	---

<p>ど、およそ接続料算定研究会での議論の方向性に沿わない考え方を示しています。</p> <p>この状況において、このまま D型 NTEだけが認可されれば、NTT東西殿には社会問題化した既存の NTE の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT東西殿は ISP に対して「ISP には D型網終端装置という選択肢がある」と強弁しながら、既存の NTE の増設基準を変更しない状況となり、ISP にとって利用者へ支障が生じている既存の NTE は選択肢になり得なくなります。結果的に「D型網終端装置が事实上唯一の選択肢」という状況になることは明らかです。D型 NTE が従来型と並ぶ ISP の選択肢として、まず既存の NTE による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の NTE の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。</p>	<p>接続約款変更案料金表第 1 表 第 2 第 53 欄 ウ欄関係</p> <p>3-3 NTE 輪替問題の解決は、従来型 NTE 増設基準のセッションベースからトラヒックベースへの移行</p> <p>2017年10月27日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第8回において、NTT東西殿より、NTEの接続メニューを ISP 事業者等からの要望を踏まえ提供する旨公表されましたが、メニュー設定に当たつて事前に当協会や当協会に所属する多くの ISP 等に広く意見を聞く等は行われていません。当協会からは社会問題化しているフレッシュの輪替問題の解決のために、既存の NTE の増設基準をセッションベースからトラヒックベースに変更する件を度々要望しているものの、いまだに NTT東西殿は変更しておりません。まずは研究会や答申で示された方向性のとおり、大数を占める既存メニューの増設の方向性を早急にトラヒックベースに移行させ、輪替問題の解消を図るべきです。</p>	<p>接続約款変更案料金表第 1 表 第 2 第 53 欄 ウ欄関係</p> <p>3-4 輪替対策のための D型 NTE は認可されるとしても、暫定的なものであるべき</p> <p>上記述べた通り、D型 NTE の議論は既存 NTE の増設基準が十分な基準に見直されてから、または同時に行うべきと考えますが、仮に D型 NTE を先行して認可する場合、D型 NTE の位置づけや条件は輪替対策としてはなく暫定期的なものと考え、接続事業者が不利益となることのないよう、経過措置を設ける必要があります。</p> <p>例えば、既存メニューの増設可能な台数は基準の見直しとともに変わることもあたため、一度新メニューで申し込みを行い、新メニューの利用を開始した後であっても、全体として既存メニューとしての増設可能な台数に収まる場合は、装置を既存メニューに流用できるなどのようにすべきです。</p> <p>また、この D型の新設に当たつて ISP 毎に利用できる識別子を複数利用できるようにする予定がある旨の案内があ</p>
--	---	---

		ましたが、これについても詳細な仕様やスケジュールについて速やかな公表を要望します。
接続約款変更案料金表第 1 表第 2 第 53 欄 ウ欄関係	4-1 利用部門と管理部門の分離が不徹底 電気通信事業法は、NTT 東西殿の管理部門が自社の利用部門や接続事業者を公平に扱うことを求めています。 しかし管理部門の相互接続推進部は、ISP が NTE の増設要請を出しても、「自社の負担が増えるので難しい」として、 増設を拒否しており、利用部門を代弁している状況です。 NTT 東西殿の機能分離や運用状況についての検証を要望します。	
接続約款変更案料金表第 1 表第 2 第 53 欄 ウ欄関係	4-2 フレッツの接続化を検討すべき 今回の NTE の輻輳問題および D 型 NTE の問題を機に、現在の NGN の相互接続モデルにおける責任分担・費用分 担のあり方、ひいては機能分離のあり方も含め、公正な競争を通じて利用者（消費者）のメリットを十分実現できてい るか検証すべきです。 NTE 本体の費用負担が NTT 東西殿（利用部門）から ISP に移動するにもかかわらず、ユーザーの役務区間も変わら ないため利用者が負担している NTE に相当する費用が ISP からも NTT に対して支払われます。これは、費用を二重 取りしていることに他ならず、そのまま NTT 東西の利益になります。このようないびつなサービス構造を是正するめ にも、現在卸サービスで実現している光サービスと同様の接続メニューや、公正競争を実現すべきです。	以上

意 見 書

平成 29 年 1 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 あて

郵便番号 104-0061
(ふりがな)
住所 東京都中央区銀座 4-12-15
歌舞伎座タワー21 階
(ふりがな)
氏名 株式会社朝日ネット
代表取締役社長 土方 次郎

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
(網改造料に関する経過措置) 2 料金表第1表第2(網改造料) 第51欄ウ欄の対象となるIP通信網終端装置は、PPPoE方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となるIP通信網終端装置、ウ欄の対象となるIP通信網終端装置を除きます。	賛成します。 1. 変更の経緯に記載の図の通り一契約当たりのトラヒックの増加による輻輳問題はISP事業者にとって喫緊の課題であると認識しております。 今回、ウ欄対象となるIP通信網終端装置がISP事業者の判断で増設できるようになることは、トラヒック増加に起因する輻輳問題を解決する選択肢の一つとして有効だと考えます。複数のISP事業者がウ欄対象となるIP通信網終端装置の早期提供を希望するものと考えます。 なおISP事業者にとってインターネットトラヒックの増加対策は重要かつ継続的な課題でありNTT東西殿にはISP事業者との間で具体的な対策や抜本的な方向性を継続的に協議する機会を設けていただくことを要望いたします。

意 見 書

平成 29 年 1 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 あて

郵便番号 890-0053

(ふりがな)

住所 鹿児島県鹿児島市中央町 6-1

(ふりがな)

氏名 株式会社シナプラス

代表取締役社長 竹内勝幸

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
接続約款変更案料金表第1表第2第53欄ウ欄 関係	<p>(1) 契約約款一部改正の目的について</p> <p>NTT 東日本・西日本殿は、現在認可申請中の網終端装置（接続事業者が費用の全額を負担するメニュー。以降「D型NTE」といいます。）について、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち、第一種指定電気通信設備との接続に係る事項に対する再意見書」（2017年12月22日公表）において、「事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般『網終端装置を自由に増設できる接続メニュー』を提供することとしたものです。」と述べています。しかしながら弊社を含む多くの接続事業者は、インターネット接続サービスご利用者の動向やサービス品質確保の観点から、トラフィック急増による輻輳対策としては、網終端装置の増設基準をセッション数ベースからトラフィック量ベースに変更することを強く要望してきました。よってそもそも今回の接続約款一部改正は、誰のために何のために行うのかについて、明らかではありません。</p> <p>(2) 契約約款一部改正の必要性について</p> <p>今回のD型NTEは、従来の網終端装置増設と同様に、接続事業者の要望に基づき行われます。今回のD型NTEの新設は単に、NTT 東日本・西日本殿の設定する増設基準の種類が増えるのみであって、接続約款一部改正必要性が明らかではありません。</p> <p>(3) 輻輳問題対策への効果について</p> <p>NGN を用いたインターネット接続サービスの通信品質の劣化・輻輳は、当社ご利用者からのクレームでも明らかな問題と認識しており、また昨今の報道によると今や社会問題ともいえます。しかしながら 2018 年 1 月 10 日に接続事業者向けに開</p>

	<p>催した D 型 NTE に関する説明会で、NTT 東日本・西日本殿より、昨今の輻輳問題のボトルネックは網終端装置では無く、NGN 網内の別の箇所に存在する可能性が示唆される発言がありました。よって今回の契約約款一部改正は、輻輳問題に対する効果について疑義が残ります。輻輳問題の対策を効果的なものとするためには、NTT 東日本・西日本殿は NGN 品質基準の考え方を明らかにし、かつ NGN 網内のボトルネック箇所の洗い出しが必要と考えます。</p> <p>(4) 網終端装置の費用を接続事業者が個別負担する根拠について</p> <p>網終端装置は、相互接続点からみて NTT 東日本・西日本側の装置であり、NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービス提供のために、役務を提供していない接続事業者が個別負担する根拠が明らかではありません。</p> <p>さらには、接続事業者に負担を求めるとする網改造料の算定に係る個別費用が不明確であることから、著しく料金設定の透明性を欠いております。事業者は料金負担の妥当性を判断できず、かつ NTT 東日本・西日本殿にはコスト削減インセンティブも発生しないことから、インターネット接続サービスのコストダウンが進まず、最終的にご利用者利益を損なう懸念があります。</p> <p>もし事業者に個別負担を求めるのであれば、相互接続点の見直しから議論されるべきであると考えます。</p> <p>(5) D 型 NTE 申込手順・情報開示に関する検証必要性について</p> <p>D 型 NTE 申込については、NTT 東日本・西日本殿より 2017 年 10 月 30 日発信のメールで案内をいただきましたが、1 次申込期間は 11 月 1 日から 10 日の 10 日間のみであり、また接続事業者向けの説明会は、申込期間の事後 2018 年 1 月 10 日に</p>
--	---

開催されました。中小規模の接続事業者にとって
は経営を左右する大規模投資ですが、他社との競
争上、不十分な情報と極めて短い検討期間での申
込判断を迫られました。

案内方法や D 型 NTE に関する情報提供につい
て、全ての接続事業者に公平に行われたのか、検
証が必要と考えます。

意見書

平成 30 年 1 月 26 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

326-0831

栃木県足利市堀込町2810-1

株式会社サンライズシステムズ／両毛インターネット

代表取締役 新堀 龍明

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

NTT 東西殿は、今回の申請の中で「接続事業者の要望を踏まえて新たな接続メニューを提供する」と述べています。しかし、当社をはじめ多くの ISP は既存の NTE の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更べきであると度々強く要請しているものの、いまだに NTT 東西殿は変更していません。実際に、総務省「接続料の算定に関する研究会(第 11 回)」の資料では、約 9 割の ISP が「NTE を起因とする輻輳問題で顧客からクレームやコメントを受けている」と答え、9 割以上の ISP が既存 NTE の増設基準をトラフィックベースへ変更する必要があると考えていることが明らかになっており、消費者の利益を考えれば増設基準の早急な変更が必須であることは明らかです。NTT 東西殿は、一部の事業者から要望があったとされる本申請(以下、D 型 NTE)にかかる措置には応諾しながら、多くの ISP の要望である「NTT 東西の消費者問題・社会問題の解決策である設備増設基準の変更」については全く応じないのは不当であることから、早急にこれに応じ、NTT 東西が原因である社会問題・消費者問題の解決を図るべきです。

多くの ISP が出席した NTT 東西の D 型 NTE に関する説明会(2018 年 1 月 10 日)において、「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か」という ISP の質問に対し、NTT 東西は「現行の NTE 増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい」と回答しており、総務省「接続料の算定に関する研究会」での方向性には沿わない考え方を示しています。

この状況において、このまま D 型 NTE だけが認可されれば、NTT 東西殿には社会問題化した既存の NTE の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT 東西殿は ISP に対して「ISP には D 型 NTE という選択肢がある」と強弁しながら、既存の NTE の増設基準を変更しない状況となり、ISP にとって利用者へ支障が生じている既存の NTE は選択肢になり得なくなります。結果的に「D 型 NTE が事実上唯一の選択肢」という状況になることが明らかです。D 型 NTE が従来型と並ぶ ISP の選択肢として、まず既存の NTE による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の NTE の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。

また、今回 NTT 東西殿から発表された D 型 NTE について、その設備等を全額 ISP 負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円滑にするために、これまでネットワークは NNI(POI)を分界点としてネットワークの責任の所在(コストの負担範囲)を明確にしてきました。具体的には、POI を中心に両者が技術的・保守的・ビジネス的観点で責任範囲を明確にし、分担することにより、エンドエンドで一体となる通信が安定的に提供できるようにしました。しかしながら、本申請で設定されることとなる D 型 NTE や既存の IPoE 接続方式のゲートウェイルータはともに、POI より NTT 側、すなわち NGN 内部に設置されており、NTT 東西殿のユーザ約款上でもサービス範囲に定義されています。すなわち、この設備は NTT 東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきのものです。しかし今回、多くの ISP への事前の相談や確認、議論もなく、NTT 東西殿の判断によって D 型 NTE は費用負担のみが ISP の負担に変更されました。NTT 東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE 方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠はなく、また本申請によってどのように解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることはなく申請が行われています。実際、費用負担を ISP に変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可

能になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なるNTT東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。

ちなみに、NTT東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISPネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担(投資)を自らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーザに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いることは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。

総務省の「接続料の算定に関する研究会」では、NTT東西殿によって意図的に選定された接続事業者にのみ限定して、秘密裏に特別なNTEの提供メニューを用意し、それを提供したことが明らかになりました。第一種指定電気通信設備を持つ者として、競争事業者や自社利用部門からの接続の同等性を担保する責任があるにも関わらず、このように特定の事業者を優越した取扱をすることは法の趣旨に反しており、非常に問題です。また、本申請にかかるNTEの提供開始におけるプロセスについても問題があります。平成29年10月30日に提供開始の周知が発信されましたが、接続事業者、あるいはISP事業者団体に対する事前の説明や意見聴取がほとんどない中、突然の発表(メールによる通達)となりました。その中では、全額NTEの接続受付をメール発信日付の翌日にあたる11月1日から開始すると募集案内がされました。加えて該当案内による1次申込期間が同様に11月1日から10日までの10日間となっており、大きな投資が必要な案件であるにも関わらず、十分な検討の時間が十分にありませんでした。これらの状況をみれば、特定の事業者に予め情報を提供した上で、募集を開始したことは明らかです。このように約款認可前に新たなNTEの提供にむけたアナウンスや募集の開始、および募集期間の設定等の手続きについても接続の適正性・公平性・透明性の観点で大きな問題であり、総務省殿においては今般の提供が事業法上の不法行為であるかどうか検証し、今後同様のことが行われることが無いよう、十分な議論を行っていただくよう要望します。

意見書

平成30年1月26日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

770-8053

徳島県徳島市沖浜東3-33
有限会社マンダラネット
代表取締役社長 立石 聰明

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 29 年 12 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

NTT東西殿は、今回の申請の中で「接続事業者の要望を踏まえて新たな接続メニューを提供する」と述べています。しかし、当社をはじめ多くのISPは既存の網終端装置の増設基準を、輻輳問題の根本的原因であるセッションベースの基準からトラフィックベースの基準に変更すべきであると度々強く要請しているにもかかわらず、いまだにNTT東西殿は変更していません。実際に、総務省「接続料の算定に関する研究会(第11回)」の資料では、約9割のISPが「網終端装置を起因とする輻輳問題で顧客からクレームやコメントを受けている」と答え、9割以上のISPが既存網終端装置の増設基準をトラフィックベースへ変更する必要があると考えていることが明らかになっており、消費者の利益を考えれば増設基準の早急な変更が必須であることは明らかです。NTT東西殿は、一部の事業者から要望があったとされる本申請(以下、D型網終端装置)にかかる措置には応諾しながら、多くのISPの要望である「NTT東西の消費者問題・社会問題の解決策である設備増設基準の変更」については全く応じないのは不当であることから、早急にこれに応じ、NTT東西が原因である社会問題・消費者問題の解決を図るべきです。

多くのISPが出席したNTT東西のD型網終端装置に関する説明会(2018年1月10日)において、「省令改正で約款化が求められる増設基準について、いつどのような内容で申請する予定か」というISPの質問に対し、NTT東西は「現行のNTE増設基準は適切と考えているので、概ね現行の基準にて申請をしたい」と回答しており、総務省「接続料の算定に関する研究会」での方向性には沿わない考え方を示しています。

この状況において、このままD型網終端装置だけが認可されれば、NTT東西殿には社会問題化した既存の網終端装置の増設基準を改善するインセンティブが全く働きません。NTT東西殿はISPに対して「ISPにはD型網終端装置という選択肢がある」と強弁しながら、既存の網終端装置の増設基準を変更しない状況となり、ISPにとって利用者へ支障が生じている既存の網終端装置は選択肢になり得なくなります。結果的に「D型網終端装置が事実上唯一の選択肢」という状況になることが明らかです。D型網終端装置が従来型と並ぶISPの選択肢として、まず既存の網終端装置による社会問題・消費者問題が解決するよう、本申請の認可にあたっては、既存の網終端装置の増設基準を変更することを条件として附すことを強く要望します。

また、今回NTT東西殿から発表されたD型網終端装置について、その設備等を全額ISP負担としている点について大きな問題があります。二者の事業者網を接続する際には、接続を円滑にするために、これまでネットワークはNNI(POI)を分界点としてネットワークの責任の所在(コストの負担範囲)を明確にしてきました。具体的には、POIを中心に両者が技術的・保守的・ビジネス的観点で責任範囲を明確にし、分担することにより、エンドエンドで一体となる通信が安定的に提供できるようにしたものです。しかしながら、本申請で設定されることとなるD型網終端装置や既存のIPoE接続方式のゲートウェイルータとともに、POIよりNTT側、すなわちNGN内部に設置されており、NTT東西殿のユーザ約款上でもサービス範囲に定義されています。すなわち、この設備はNTT東西殿が利用者から徴収するネットワーク利用料で管理・運用され、サービスが提供されるべきのものです。しかし今回、多くのISPへの事前の相談や確認、議論もなく、NTT東西殿の判断によってD型網終端装置は費用負担のみがISPの負担に変更されました。NTT東西殿は本申請の中で理由について「PPPoE方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にある」としているものの、今回の措置はその事象に対する困難性の根拠はなく、また本申請によってどのように解決されるのか等も含め、全く具体的な根拠が示されることがなく申請が行われています。実際、費用負担をISPに変更することによって、「ネットワーク側において十分な対応をすることが可能

になる」とは到底に考えづらく、本措置は単なるNTT東西殿の自社ネットワークのコストの押し付けでしかないことから大きな問題です。

ちなみに、NTT東西殿はトラフィック増加が本申請に伴う理由としていますが、ISPネットワークやコンテンツネットワークも同様にトラフィック増加に伴う自ネットワークのコスト負担(投資)を自らの責任で行っています。インターネットはこれまで自網を自己負担として、自らの責任でネットワーク設備やトラフィック、品質の管理を行っています。今回、NTT東西殿がトラフィックの増加を理由にして自らがユーザに提供しているネットワークの設備投資を他社に強いることは公正な根拠がないだけでなく、ボトルネック設備を持つ者としての優越的地位の濫用であり、不当です。

総務省の「接続料の算定に関する研究会」では、NTT東西殿によって意図的に選定された接続事業者にのみ限定して、秘密裏に特別な網終端装置の提供メニューを用意し、それを提供したことが明らかになりました。第一種指定電気通信設備を持つ者として、競争事業者や自社利用部門からの接続の同等性を担保する責任があるにも関わらず、このように特定の事業者を優越した取扱をすることは法の趣旨に反しており、非常に問題です。また、本申請にかかる網終端装置の提供開始におけるプロセスについても問題があります。平成29年10月30日に提供開始の周知が発信されましたが、接続事業者、あるいはISP事業者団体に対する事前の説明や意見聴取がほとんどない中、突然の発表(メールによる通達)となりました。その中では、全額網終端装置の接続受付をメール発信日付の翌日にあたる11月1日から開始すると募集案内がされました。加えて該当案内による1次申込期間が同様に11月1日から10日までの10日間となっており、大きな投資が必要な案件であるにも関わらず、十分な検討の時間が十分にありませんでした。これらの状況をみれば、特定の事業者に予め情報を提供した上で、募集を開始したことは明らかです。このように約款認可前に新たな網終端装置の提供にむけたアナウンスや募集の開始、および募集期間の設定等の手続きについても接続の適正性・公平性・透明性の観点で大きな問題であり、総務省殿においては今般の提供が事業法上の不法行為であるかどうか検証し、今後同様のことが行われることが無いよう、十分な議論を行っていただくよう要望します。

最後に、当社を含め多くのISPが強い要請を行っている増設基準の見直しを早急に行うことで消費者問題・社会的問題となっている本問題の対応や、NTT東西殿における接続に関する営みが適正性・公平性・透明性をもって運用されるべく、総務省殿に対し強い指導を要望します。